

平成 17 年度
第 4 回東京都食品安全審議会検討部会

食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に係る

「意見を聴く会」

日 時：平成 17 年 11 月 8 日（火）午前 10 時～
場 所：東京都庁第一本庁舎北棟 4 2 階 特別会議室 B

午前9時58分開会

【小川食品監視課長】 皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いのですが、皆さんおそろいですので、ただいまから東京都食品安全審議会第4回検討部会「意見を聴く会」を開催したいと思います。

それでは、高橋部会長、よろしく願いいたします。

【高橋（久）部会長】 おはようございます。本日は「意見を聴く会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、東京都食品安全審議会検討部会の部会長を仰せつかっております高橋です。本日の進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、6月28日に知事より諮問を受けました「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」について、知事の附属機関であります当審議会において審議を重ね、10月25日に取りまとめました「中間のまとめ」に対するご意見を様々な立場の方からいただきたく開催した会でございます。ご出席いただきました皆様からは、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

では、当会の趣旨及び本日のスケジュールについて、事務局よりご説明願います。

【小川食品監視課長】 それでは事務局の方から、スケジュール等につきましてご説明差し上げます。

まず、東京都食品安全審議会は、平成16年3月にこれまでの食品安全条例をより一層推進するため制定されました東京都食品安全条例に基づく知事の諮問機関であり、消費者、事業者、行政の3者が、それぞれの立場から食品の安全確保に関する事柄について進言をいただく機関でございます。

昨年度は、都の食品安全行政を総合的、かつ計画的に推進するための食品安全推進計画を策定するに当たりまして、その考え方についてご審議をいただき、答申をいただきました。本年度は、食品安全推進計画においても、重点的、優先的に取り組むべきとされました食品の安全に関するリスクコミュニケーションに関しまして、都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションをより充実させるための考え方について、現在ご審議いただいているところでございます。

10月25日には、これまでの検討結果を中間のまとめとして取りまとめいただき、都民、事業者の皆様方からご意見をいただくため、公表いたしました。現在、パブリックコメントを募集しているところでございます。本日のこの会は、パブリックコメントの募集とは別に、審議会の検討部会として直接皆様のご意見を伺うために開催するものでございます。

次に、本日のスケジュールですが、最初に、「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」の中間のまとめの内容につきまして、私どもの方から三、四十分ほどかけましてご説明をさせていただきます。その後、事前にお申し込みいただいた5人の皆様方から順番にご意見をいただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございます。

では、早速「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向

けた考え方」の中間のまとめについて、事務局より説明願います。

【中村食品安全担当係長】 それでは、事務局より説明をさせていただきます。

お手元に本日の資料をお配りしてあるかと思えます。表に「『意見を聴く会』資料」と書いてあるものです。1枚めくっていただきますと本日の次第がありまして、裏に部会委員の名簿がついてございます。その次の「資料」というものが、10月25日に審議会に取りまとめられた「中間のまとめ」でして、14ページまでございます。

14ページの後ろに、この「中間のまとめ」の概要を示した図が1枚ついてあります。その図をめくっていただきますと、パワーポイントのスライドが8ページあるかと思えます。本日は、そのスライドに従いまして、この中間のまとめについて簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

〔スライド映写〕

まず、今回審議会の方で取りまとめをしていただきましたが、リスクコミュニケーションとは何かということでございます。ここに書いてございますが、「リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で情報および意見を相互に交換すること」と考えました。これは、内閣府の食品安全委員会のホームページに載っている用語集の中の定義でございます。

この「リスク分析の全過程において」ということですが、現在、食品の安全というものはリスク分析という考え方で進められております。このリスク分析というのは3つの要素から成り立っております。リスク評価、リスク管理、そしてリスクコミュニケーションという、この3つの要素が一体となって取り組むというのが、現在の食品の安全体制であって、それぞれについては後ほどご説明させていただきたいと思えます。

なぜリスクコミュニケーションが必要になってきたかということについて説明いたします。大前提といたしまして、現在、食品の安全性というのは、単にシロ・クロで判断できない時代になってきているということがあります。昔ですと、基準に合っているか、合っていないか、あるいは食べても大丈夫なのか、食べると下痢をするとか、このように単純に判断してきたわけですが、現在、食品というのはどのような食品にもリスクが存在するという考え方になっています。

その考え方の1つの根拠が、どんな食品でも大量に食べれば悪影響があるということです。水であっても、一度に3リットル以上飲めば命にかかわるようなことになりまして、食品を食べることによる影響には量の問題というものもあるのだろうと思われれます。

それからもう1つは、様々なリスクがあるのですが、そのすべてが解明されているわけではありません。新たなリスクが今後発生する可能性があるということを見ると、食品の安全には絶対はない、ゼロリスクはないということです。そこで、それを未然に防止するための方法として、先ほど申し上げたリスク分析という考え方が取り入れられてきたということです。

先ほどリスク分析というのは3つの要素から成り立っているというお話を申し上げました。そのうちの1つ、リスク評価について説明いたします。これは悪影響の程度

ですとか性質、あるいはそういった悪影響を及ぼす量、先ほど量というお話をしましたけれども、それを科学的に評価しようということです。この物質についてはどのくらいの量を食べれば悪影響があるのか、又は、その物質を食べたときに、どの程度人に対して害があるのかということを経科学的に評価しようというのがリスク評価です。

次に、リスク管理ですが、これは、今申し上げたリスク評価に基づいて、その悪影響を未然に防止する、なるべく小さくするための対策というのはどういうことがあるのかというようなことです。例えばこの物質については10グラム食べると害があるのであれば、ではもっとそれを減らしましょう。しかし、その物質は10グラム食べると害がありますが、1グラムであれば、一生毎日食べ続けても害にならないということが評価として明示されていれば、ではそれを1グラムに抑えるために、食品の基準を決める、このようなことがリスク管理という形になります。

そのリスク管理をやるに際しては、その規制をかけたときにどれだけ経済的な負担がかかるのか、あるいはその規制をかけるということは何かしらの技術的な、例えば検査法の開発ですとか、いろいろな問題が出てきます。技術的にそういうことが可能なかどうかということを経トータルに勘案しながら、対策を決定、実施するということがとられております。

今申し上げましたリスク評価、リスク管理に基づいて安全ということには対応しているのですが、それを例えば行政、あるいは事業者の方がやったとしても、やはり消費者の方の中には食品にゼロリスクがないなんていうことはあり得ない、又は、食品というのは絶対的に安全が保障されなければいけないと考える方もいます。そうすると、先ほど申し上げました「ゼロリスクはないけれども、なるべくリスクを小さくしようという考え方」と、「絶対的な安全が必要だ」という考え方の間には、溝が現状としてはございます。

それからもう1つは、情報の不足という部分です。例えば行政は先ほど申し上げましたように規制をかける、基準をつくる、安全を確保するということを行っています。しかし、そのような取り組みが正しく伝わらないと、一体だれが何をやっているかわからないという状態になり、不安が生じてしまいます。ですから、このような溝、あるいは不安を解消するために、リスクコミュニケーションというものが必要になってくると考えます。では、リスクコミュニケーションとは何かと申しますと、「情報を共有する」ということがまず1点目です。

そして、情報を共有した上で、リスクの低減、つまりそのリスクを小さくするために一緒に考えていきます。いわゆる利害関係者、事業者の方もいるし、我々行政もいるでしょうし、消費者の方もいるでしょうし、あるいは研究者の方もいらっしゃると思いますが、様々な利害関係の方が一緒に考えて、今度はそのリスクを低減するために一緒に協力をしていきます。そうすることによって、初めて食品の安全というのは確保されます。このように、リスクコミュニケーションというのは非常に重要ということが今言われているわけです。

それを模式図にしますとこうなります。食品の安全というのは、様々なステップがあります。ちょっと字が小さくてわかりにくいのですが、ここに「リスク評価」と書いてあります。先ほど申しましたように科学的な評価を行った上で、いろんな対策を

決めていくわけですが、その対策は1個ではないわけです。様々な選択肢があります。では、その選択肢の中でどういうものを選んでいくのかということをおもなで考えていくことが必要ではないかと考えます。

さらに、そういった対策を実施したのであれば、その結果はどうだったのか。また、今後どういうことが必要なのかということについても情報を共有しながらみんなでお考えていかなければなりません。そして、今度は新たな問題が出てくれば、もう一度ちゃんと評価して対策をとっていき、このようにぐるぐる回りながら、みんなが一緒に考えていくということが、まさに関係者の理解と協力に基づく安全確保という面では、非常に重要になってきているということです。

では、そのリスクコミュニケーションをやるとういうメリットがあるのかということおです。3点ほどにまとめてございますが、1つが関係者の自主的な取り組みが促進されるということおです。要するに、だれかがやってくれればいいやではなくて、自分が何をすべきなのかということが明確になり、自主的な取り組みが促進されるだろうというのが1つおです。

それから2つ目が、先ほど言いました行政、あるいは事業者が安全を確保すればそれでいいということではなくて、消費者の方も自分の意見を表明して、それを施策に反映させるというようなことで関係者が協力することにより、その対策がより効果的に行えるということが、2つ目のメリットとしてあると思います。

3点目としまして、対策に対する透明性おです。やはり情報を共有化するというおことで透明性が向上して、最終的には安心につながるのだろうということおでございます。そういう意味で、リスクコミュニケーションというのには不可欠ということおでございます。

以上が総論的な部分おですが、次に、今回審議会では、リスクコミュニケーションにはすべての利害関係者が参加しなくてはならないという考え方で検討してまいりました。そこで、関係者というのにはだれおであって、それぞれの役割、あるいは課題はとういうものがあるのかということおでご討議をいただきました。その結果おです。

まず、国おです。これは、もちろん我が国の食品の安全というものについて、広くその関係者と情報、意見の交換を行うとういう非常に重要な役割を担っています。先ほど申し上げましたリスク評価は、今、国の内閣府の食品安全委員会というところが行っております。ですから、国におきましては、食品安全委員会が行う評価の結果について、関係者の方とコミュニケーションを図っております。これもやはり国の重要な役割の1つになっています。それから、情報の収集、提供ということおですが、食品に関してはさまざまなリスクがございまして、さまざまな情報が集まってまいります。それらを収集してきちんと提供する。そして、提供するだけではなくて双方向の意見交換、コミュニケーション リスクコミュニケーションですから、やはり双方向のやりとりがなければいけないということおで、意見交換おですとか意見反映を図る方策、とういうものをきちんと行っていくことも必要おと考えます。それから、全国統一的な対応を図るために、関係者との意思の疎通。この辺が国の役割だろうということおでございます。

一方、自治体おです。私ども東京都を含めての自治体おですが、国との違いは何かとい

いますと、かぎ括弧で「地域」と書いてございます。これがまさに国との違いです。国は全国統一的な対策をとるためにコミュニケーションを図っていくわけですが、我々は、地域において食品の安全をどうしたらいいか検討するために、情報収集ですとか、意見反映ですとか、あるいはコミュニケーションというものを図っていきます。これがまさに自治体の役割だろうということで、今回取りまとめをしていただきました。

それから、事業者の方です。事業者の方は、もちろん食品をつくったり、あるいは販売したり、流通させたりしていますから、それには社会的な責任というものが当然出てまいります。そのような背景を踏まえまして、積極的な情報開示、あるいは消費者の方とのリスクコミュニケーションを実施していただくということが、まず必要なのではないかということです。2つ目としては、そのような情報提供なりを行うためには、組織ですとか、あるいは人材、その方法というものが必要になってまいります。これらをきちんと工夫していく努力をしていただかなければいけないのではないかとということでございます。

それから、消費者の方です。消費者の方も役割というのが当然あると考えました。まず1点目は、みずから情報を収集して合理的な食品の選択をしていただくことで、そのようなことを通じてみずからの考え方を提示していくということです。これがまさに1つ役割としてはあるのではないかとということです。2つ目としまして、先ほど申し上げました情報交換の場、意見交換の場、こういうところに積極的に参加をしていただいて意見を表明していただくということです。消費者として今何を問題としているのか、どうしてほしいのかということを中心にきちんと表明していただくということが、やはり役割の1つだということです。それから3点目として、事業者の方と日ごろから意見とか情報の交換をやっていただくことです。これはなかなか場づくりというのは難しいかもしれませんが、役割としてはこういうものもあっていいのではないかとということでございます。

それから、メディア関係者です。メディアというのは非常に大きな力を持っております。そういう意味からも、食品の持つリスクの性格、あるいは大きさというものを正しく伝えていただく、こういうことがまず必要なのではないかということです。

それから、我々はメディアを通じていろんな情報を得ているわけですが、その受け手が食品の選択を合理的に行うために、幅広い適切な情報提供をしていただきたいということ。この辺がメディアとしての役割ではないかと考えました。

それから最後に、専門家、いわゆる研究者の方などです。リスクに関する根拠、背景をわかりやすく提供していただくことで、リスク評価のような、なかなかわかりづらい科学的な話をなるべくわかりやすく提供するということが、役割としてあるのではないかと考えます。それから、「科学的に不確実な事項」というちょっと難しい言葉を使っていますが、まだ科学的に解明されていない、よくわかっていない事項というのがあります。ですけれども、そういうものについても、学会等ではいろいろな議論、報告がありますから、では今、学会等でどんなことが議論されているのか、あるいはどんな報告があるのかというようなことを紹介していただいて、現在の議論の透明性を公表させていただく。そのような役割があるのではないかとということでござい

ます。

それぞれの役割を踏まえまして、それでは東京都はどうしたらいいかというところに話はつながっていきますが、その前に、リスクコミュニケーションの現状というものはどうなっているのかということで整理をしていただきました。

まず、国の取り組みですが、先ほどリスク評価というのは食品安全委員会というところでやっているというお話を申し上げましたが、その内容はホームページですとか、全国で説明会などを開催されまして、情報提供、意見交換などをされております。

それから、そのリスク評価に基づきまして、今度は食品の基準等を各省庁、農林水産省ですとか、厚生労働省が作ります。そのような基準をつくるに当たりましては、説明会ですとか意見募集というような形で意見募集を行います。それこそリスク評価の部分で、つい先日、BSEのアメリカ産牛肉の安全性についての評価が出まして、今まさにその意見募集をやっているというような状況は、皆さん方も新聞報道等でご存じかと思えます。そのようなことを行っています。

さらに、去年の7月に、食品安全委員会から「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」が取りまとめられて、公表されています。ただ、やはり現状と課題というところにとどまっております、具体的にではどうしたらいいかというのは、今現在、国としても検討している段階でして、自治体、国を含めて暗中模索の状況であるということはあるかと思えます。

そのような背景を踏まえまして、今度は東京都の取組について説明いたします。東京都は、先ほど申し上げましたように法、あるいは地域のニーズを踏まえて、そこに必要な施策を実施しています。

では、具体的な取組についてですが、例えば食品に関する監視、あるいは指導としまして、毎日店舗や工場等に、私ども食品衛生監視員が立ち入り、食品を取ってきて検査したり、あるいは工場に行きまして衛生指導をしたりということをやっています。

そのほかに情報提供も行っています。我々がやったその結果、違反の件数やそれらに対する措置などの情報提供や、あるいは調査研究として、なるべく早く結果を出すためにはどんな検査方法があるのかとか、そういった研究などもやっております。

そういう取組について、地域の方々には知っていただき、あるいは地域の方々が求めている施策について意見を語るというような取組をやっています。ですから、要するに我々が現場に行きましてやる取組、それをどう進めたらいいかということについてリスクコミュニケーションを進めているということでございます。

情報提供という部分での取組ですが、東京都も御多分に漏れずホームページを持っておりまして、今はホームページによる情報提供がメインになってきております。しかし、そのほかに情報誌やパンフレットを作成するなど、様々な媒体を通じて情報提供を行っています。

それから、平成15年に、東京都の食品安全情報評価委員会というものを設置いたしました。様々な食品に関する情報が集まってまいりますが、それを科学者 専門家ですね、専門家に評価をしていただきまして、さらにそれをわかりやすく都民の方に提供するための検討を始めております。

これは、ホームページの1つの例です。「食品衛生の窓」ということで、食品衛生

に関する情報提供を行っています。ご覧になりたいときは、「食品衛生の窓」ということで検索をかけていただきますとヒットいたしますので、ご承知おきいただければと思います。

それから、これも東京都のホームページですが、農業部門の方です。「東京農業WEBサイト」ということで、この中に例えば農薬の話ですとか、肥料の話ですとか、あと食育関係の話なんかも、このホームページの中でご紹介をさせていただいております。

それから、これは「くらしの安全情報サイト」というもので、いわゆる消費生活に関するサイトです。食品の安全ということよりも、例えば健康食品で体に効くといっただまされたとか、そのようなものについては、こちらのホームページの方で事例も紹介しています。このように、様々な形で現在情報提供をしています。

次に、これは情報誌ですが、私どもの事業所に健康安全研究センターという組織がございます。そちらの方で年に4回ほど発行しているものです。「くらしの健康」というものですので、食品だけということではないのですが、中には食品関係もございます。これはたまたま今年の3月号ですが、「カンピロバクター食中毒を防ぐには」と「農産物と農薬」を取り上げております。このように記事の一つとして情報提供をさせていただいているというものでございます。

先ほど申し上げました「わかりやすい情報提供」ということで、一例を挙げさせていただきます。カンピロバクターという食中毒が今非常に増えているという状況があります。これは鶏肉が関与しているということが言われておりまして、私どもで調べますと、鶏肉の4割から6割ぐらいからはカンピロバクターという菌が検出されております。しかし、食中毒がふえていますよ、鶏肉にたくさんそういう菌がついていまずよという情報提供だけでは、不十分なわけですね。では、きちんと伝えるために、どうすればよいかということですが、この菌は非常に少量の菌、100個くらいの菌で発症すること、さらに、鶏肉というのは非常に栄養価も高い有用な食材ですので、カンピロバクターを防いで、きちんと食べていただくために、様々な検討をしていったという経緯がございます。ここに黄色で書いてありますが、「都民の目線に立った、より具体的で分かりやすい情報提供」をしていくために検討をしていったというものでございます。

この菌は、実は60度1分以上で加熱をすれば死滅することがはっきりしています。であれば、消費者の方、あるいは事業者の方に「食品の中心部が60度1分以上になるようお肉をちゃんと焼いてください」と指導することが通常の指導になります。しかし、60度1分と言われたって、実際に温度をはかるわけじゃありませんし、わからないわけです。ではそれをきちんとわかっていただくためにはどうしたらいいのかということで、食品安全情報評価委員会でいろいろとデータを集めていただきまして、評価をしました。

ちょっと端の方は見にくいかもしれませんが、これは肉団子です。肉団子を加熱してまいりますと、当然赤い状態からこういう白い状態になるわけですがけれども、実際には外側を100度で3分煮たぐらいでも、まだ中心部は赤い状況が残っているというのはおわかりいただけるかと思います。100度4分でも、まだちょっと赤い部分

が残っていますね。100度5分でやりますと、完全に中まで火が通っているということです。

では、それと菌の消長はどのように関係しているかといいますと、先ほどの外側を100度5分で加熱すれば完全にマイナスになっています。ところが、100度4分ですと、やはり若干生残しています。100度4分、100度5分という話をしていますが、結論から申しますと、要は中まで色が変わっていれば菌は死滅するということです。

先ほどは肉団子でやりましたので、今度は実際に焼いてみました。いろいろと実験してみました。これは塩焼きで、4分焼いたものですが、まだ少し中が赤いですが、10分ですとほとんど中まで色が変わっています。それぞれ菌の状況を見てみますと、この表でグリーンのレベルが菌の死滅する温度帯を示しています。炭火で10分ぐらい焼きますと、菌が死滅する温度帯まできちんと温度が上がります。それで見ますと、やはり中まで色が変わっているというのが一つのポイントになると思われるので、きちんと色が変わっていることを確認して食べていただくための様々な情報提供を行いました。具体的にはQ & Aを作成したり、パンフレットを作成したりという経緯があります。

これがパンフレットです。パンフレットは、ここに赤いお肉ですとか、先ほどの肉団子の写真などを掲載し、きちんと色が変わっていることを確認して食べていただくための取り組みを進めました。これはホームページの方の紹介です。このような情報提供を今現在、東京都ではしているということです。

それから、2つ目です。今度は情報提供だけではなくて、関係者の方との意見交換という部分での取組を紹介いたします。現在、「食の安全都民フォーラム」というのを年に3回ないし4回ぐらい開催をしています。これは平成15年の10月から行っておりまして、今年の8月までに6回ほど実施をしています。その時々々に都民の方の関心の高いテーマを選びまして、都民の方に情報提供し、その場での意見交換ということを進めております。これは今後とも実施していく予定です。

それから、実際に集まっていたただけではなくて、インターネット上でそれぞれ関係者の方が意見交換をしていただけるように、「食品安全ネットフォーラム」というものを開設しております。これには常設のテーマとして「食品の安全について意見あり」というテーマを掲げておりまして、書き込みいただけるようになっています。

それから、ある程度周期的に変えるテーマというものがございます。ここに過去のテーマが書いてございますが、今現在のテーマは「楽しい！おいしい！お弁当！あなたが実践する手作り弁当の安全・安心」というテーマです。お弁当をつくる時にこういうことを気をつけていますよというような書き込みをしていただいているということです。

これが実際の画面ですけれども、こんなような形で書き込みをそれぞれしていただいて、この中から私どももいろんな情報なりを収集させていただいているというようなことです。

それから、リスクコミュニケーションの取り組みの現状の次ですけれども、もともとの話としまして、平成16年に東京都におきましては食品安全条例というものを制

定しています。この条例の中の基本理念の1つに「相互理解と協力に基づく安全確保」というものを掲げています。相互理解と協力というのは何かといいますと、平たく言ってしまうとリスクコミュニケーションのことです。お互いにその情報、意見をやりとりしながら、一緒に安全確保を図っていこうというものです。

このための1つのツールとしまして、例えば自主回収報告制度もこの条例の中でつくっています。事業者の方が自主回収されるときに、その情報を東京都の方に報告いただきまして、東京都でその情報を提供するという制度です。

それから次の年、平成17年3月、今年の3月ですけれども、食品安全推進計画を策定しました。この中で、「安全をみんなで考え安心をはぐくむ」というプランをつくってしまっていて、その1つとして、例えば適正表示について、各施設に食品表示適正推進者というような方を育成するための講習会ですとか、あるいは、食品の安全に関する食育の推進、それから3点目としてリスクコミュニケーション、こういうものをきちんと実施していくため、今年、17年から21年までの5カ年で様々な事業を推進していこうと考えています。

こういった取組をしているのですが、では、このような取組やリスクコミュニケーションを進める上で考慮しなければいけない東京の地域特性とは何かということ、今回審議会でご議論をいただきました。

2点あります。まず1点は、東京というのは食品の最大の消費地ということで、もし何か事件事故があれば、食に対する不安や不信が先鋭的にあらわれてくるだろうと考えられるということです。つまり、素早い対応が必要になってくるということです。1,200万からの人口を抱えておりますので、食品の安全に対する意見、要望、あるいは価値観というもの是非常に多様なものがあると考えられます。そこで、そのように多様な方々と対話をしていくということが必要なのではないかとということです。

それから、2点目です。消費、あるいは事業活動の中核機能が集中していますから、意思決定権を持つ本社なり、本部が存在していると考えられます。ということは、先進的な取り組みが東京では進めていけるのではないかと、あるいは発信していけるのではないかとという地域特性を踏まえて、リスクコミュニケーションを進めるべきだということで、今回取りまとめをしていただいています。

そういう地域特性を踏まえて、では東京都が今後果たしていく役割とは何なのかということで3点ほどあげます。1つが、正確な情報を提供する。それから、その情報が持つ「意義」。意義といいますと少し固いのですが、ここに書いてありますように、都民の方、事業者の方が日常的に持っている疑問を解決するような情報提供を目指していくべきだというのが1点です。

2点目としまして、相互理解を進める多様な方策の提案ということです。先ほどいろんな価値観、いろんな要望、いろんな意見があると申しましたけれども、そのような方々と相互理解を深めるための多様な仕組みが必要であろうと考えます。それから、一歩進めまして、対策を一緒に考えていく。あるいは透明性、信頼性を向上させていく。そういった対策が必要になってくるだろうということです。

それから、3点目です。関係者の役割に応じた取り組みの促進ということです。先ほど、それぞれの関係者の役割をご説明しましたけれども、それぞれの関係者が自分

の役割を担って、自主的な取り組みを促進するために、東京都がその支援、連携を行うことが必要になってくるのではないかと。また、そのような役割を担っていくべきだということでございます。

では、具体的にどのようなものが必要なのかということですが、まず情報提供という部分で、広く、わかりやすい情報提供をしていこうということ。広く、わかりやすい情報提供をするためには、まず情報の整備をしていくべきではないかということです。

東京はいろいろな情報が集まってまいりますので、そういう情報をまず幅広く収集し、収集された情報については、きちんと専門家と連携をして、学術的に信頼性があるものなのかどうか、検証することが必要なのではないかということです。ここでそうやって収集、整理された情報をより広く提供していくために、インターネットを初め、さまざまな情報媒体をまず活用していかなければいけないということです。

それから次に、情報媒体だけではなくて、保健所を初め、東京都には相談窓口がありますから、こういった相談窓口を活用して情報提供していくということも忘れてはいけないということです。窓口をきちんと周知し、どこに行けばどういう情報を得られる、どこに行けばどういう相談が得られるということをきちんと周知していくべきだろうということです。

3点目として、食品の安全に関する食育の推進ということです。食品の安全に対して一人一人が考えることができるための情報を提供していかなければいけないということです。「ライフステージに応じた情報提供」とありますけれども、お年寄りからお子さんまで、それぞれの年代に合った情報提供を考えていくべきだということです。

それから、報道機関と連携した緊急時の情報提供ということです。情報提供には、日常の情報提供と、それから緊急時の情報提供があります。緊急時については報道機関と連携をして、きちんと情報を流していくということです。

それから、今度はわかりやすい情報提供という部分ではどういうものがあるかということです。例えば専門的・科学的なものについては、Q & A方式のようなものが理解しやすいですから、そのような形で提供していくということもあります。そして、そのような提供をするためには、食品安全情報評価委員会という専門家の組織がありますから、そのようなものを活用して検討していくべきということです。

それから、法令、あるいは都の施策というのは情報量がどうしても多くなります。そういう情報量の多いものには要約、サマリーというようなものをつくって提供するとか、あるいはそういったサマリーだけではなくて、より詳しい解説版ですとか、概要版、その根拠となるようなデータなど、さまざまな情報発信も必要だろうということです。どうしてもその要約だけですと足りない部分がありますので、きめ細かい情報提供というのも必要であるのではないかとということです。

それから、科学的に不確実で、現在判明していないこともあります。何がわかっていないのか、何が問題なのかということもきちんと伝えることも必要です。それから、新たな知見。科学が進むと様々な知見がわかってまいります。そういうのがわかれば、速やかに情報発信をしていくということですね。それが情報提供です。

次に、今度は情報提供だけではなくて、行ったり来たりの双方向のやりとりをきち

んと進めていくための方策です。双方向のやりとりをするためには、相手が何を悩んでいるのか、何を思っているのかということを中心に把握しなければなりません。そのような疑問とか意見の把握をするために相談窓口を活用するということです。先ほど相談窓口は保健所を初めいろいろあると申しましたが、それらを一元的に案内して、ここのホームページを見ればその案内箇所がわかるとか、この資料を見ればわかるというようなことをしていくということですが。

それから、寄せられた相談を整理して活用するということですが、例えば今、ホームページなんかですとFAQ、「よくある質問に対する答え」などというのがよく載っています。食品の安全に対するよくある質問に対する答えというようなものを作成して提供していくべきだということですが。それから、ここで寄せられた相談などを意見交換のテーマとして活用していくために、どのようにして把握する、例えばどういうツールで行うかということ、都民モニターというものがございまして。都民の方にアンケートをお願いするなどという形で行っています。

それから、先ほど申し上げましたネットフォーラムです。これらを通じて意見や要望を把握していくべきではないかということでございます。

このようなことを踏まえまして、交流の場というものをつくっているのですが、交流の場が一体どこでどのようなことを行っているのかということについても、きちんと情報提供していくべきであり、そういう交流の場を開催するに当たっては、参加しやすい曜日、時間をきちんと配慮していくべきだということでございます。

そして、そういうものを配慮した上で、今度は実施方法です。まず機会の充実ということで、現在、都民フォーラムを実施していますが、このようなものを活用して関係者の疑問、あるいは要望を踏まえた意見交換を今後もやっていくべきだということですが。それから、地域での意見交換というものもきちんとやっていくべきではないかということでございます。

それから、多様な方法というようなことで、今現在は都民フォーラムなどの方法で行っているわけですが、一歩進めまして、例えば工場など製造現場での体験を踏まえた意見交換ですとか、ポスターセッションですね。フォーラムをやるときに、例えば会場の表にそういったポスターなどを張っておいて、そこで直接に意見交換できるとか、そのような様々な方法というものも考えられるのではないかとということですが。

それから、そのような意見交換を単発的に行うのではなくて、例えば継続的な議論、1つのテーマについて何回か討議するような場が必要ということですが。今日の審議会などを活用してそのようなことも考えていくべきではないかということでございます。

それから、意見反映という部分では、今現在は食品安全審議会で様々な施策についての検討をいただいているのですが、このような検討結果に当たっては、その経過において関係者の方から意見をもらうとか、あるいは審議会という組織だけではなくて各地域、例えば保健所で食品衛生推進会議などを活用して、地域ごとへの意見反映も図っていくべきだろうというようなご意見でございます。

3点目になりますが、そのような双方向の意見交換は、東京都も実施しますが、東京都だけではなく、様々な主体が意見交換を進めていくべきであり、そのために東京都の取り組みも考えていくべきだということですが。それを「関係者との連携に

よる浸透・定着」としてまとめてございます。そのまず1つとして、自主的な情報公開を促進させていくために、事業者の方が生産情報を自主的に公開するための生産情報提供事業を東京都で実施しています。これは事業者の方に登録していただきまして、東京都がこの方はきちんと登録していますよ、情報提供していますよということをお知らせしていく制度です。先ほど申し上げました自主回収報告制度や生産情報提供事業、このようなものも積極的に使っていくべきではないかということです。

それから、2点目としまして、先進的な取り組みに向けた技術的な支援です。事業者の方の中にはかなり先進的にリスクコミュニケーションに取り組まれているメーカーさん、企業さんがいます。そのような方の取組について、どういった方がどんな取り組みをされているのか、都民の方、他の事業者の方がそれを知ることができるような交流機会も検討していいのではないかとということです。

それから、様々な関係者との連携として、そういった先進的な取り組みのすそ野が広がれば、色々なところで様々な意見交換が行われておりますが、そういうところに東京都は積極的に参加をしていくべきであるということです。それから、テーマに応じて参加者に来ていただくわけですが、そのときには公募をするなど、そのような形で様々な関係者の方と連携をしていくということも考えられるのではないかとということです。

最後になりますが、今申し上げました情報提供ですとか、双方向の意見交換、あるいは他の方との連携をきちんと行っていくためには、基盤をきちんとしなければなりません。そういったものをトータルに進めるための人材育成ですとか、体制整備、あるいは規範、東京都としてのリスクコミュニケーションの進め方、こう進めるためにはこういうものが必要ですというようなものをきちんと明確にしていこうということです。

そして、そういうものを明確にした上で、具体的な連携方法などについて関係者の方と検討、協議を進めていくということです。そして、そのような東京都が持っているノウハウについて他の方に普及を図っていくということが必要ではないかと考えました。

以上が今回の中間のまとめということです。

「さいごに」ということですが、今回の中間のまとめにつきましては、11月14日、来週の月曜まで意見募集を行っております。そのようにして頂いた様々な方からのご意見を踏まえまして、今日開催しています審議会ですらに検討を進めていただきまして、本年度中に審議会から答申をご報告いただきたいと思います。ご報告いただきました暁には、私どもが食品安全推進計画という、先ほど5年計画で今進めていますというお話をしましたけれども、その5カ年計画に基づく取り組みに反映をさせていこうと考えているということでございます。

少し説明が長くなりましたが、以上でございます。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございます。

それでは次に、皆様からのご意見をお聞かせいただきたいと思います。発表者の方々は、こちらの円卓の方にお移りくださいませ。お願いいたします。

本日、発表者の皆様からご意見をお聞きする食品安全審議会の検討部会委員を紹介

いたします。

丸山副部長です。

【丸山副部長】 丸山です。どうぞよろしくお願いいたします。

【高橋（久）部長】 池山委員です。

【池山委員】 池山です。よろしくお願いいたします。

【高橋（久）部長】 市川委員です。

【市川委員】 市川でございます。

【高橋（久）部長】 岡本委員です。

【岡本委員】 岡本です。よろしくお願いいたします。

【高橋（久）部長】 中村委員です。

【中村委員】 中村です。よろしくお願いいたします。

【高橋（久）部長】 林委員です。

【林委員】 林です。よろしくお願いいたします。

【高橋（久）部長】 原委員です。

【原委員】 原でございます。よろしくお願いいたします。

【高橋（久）部長】 湯田委員です。

【湯田委員】 湯田でございます。よろしくお願いいたします。

【高橋（久）部長】 なお、先ほどご説明いたしましたとおり、本日のこの会は、直接都民や事業者の方からご意見をお聞かせいただくということを目的としておりますので、途中、発表者の方に対して委員から質問させていただくことがあるかもしれませんが、あらかじめご承知おき願います。

また、一通り発表者の方からご意見をお聞かせいただいた後には、時間の許す限りフリートークの時間を設けたいと考えております。皆様の忌憚のないご意見をお聞かせ願いたいと思います。

本日ご意見を賜る方々は、あらかじめ申し込まれた5名の方ですが、発表時間はお一人10分以内でお願いいたします。8分で予鈴を、10分で本鈴を鳴らしまして、お時間をお知らせいたします。また、発表順につきましては、あらかじめ事務局で決めさせていただきましたので、その順に従ってお願いいたします。

それでは、1番の方、よろしくお願いいたします。

【発言者（1番）】 時間が10分ということですので、早速お話しさせていただきたいと思います。

私は、某食品会社に入社後23年間、研究所で商品開発の仕事を担当しておりました。また、9年前に広報室の方に異動して、最近までですが、安全と安心というのは同義語だったと思います。製品も商品とほぼ同じ同義語でございました。意識して区別したことはありません。ちなみに、辞書を引いてみますと、製品というのは製造した品物で、商品は売るためにつくられたものとあります。売れなければ商品とは言えないということでございます。

安全と安心というものが乖離してきてしまったと。安全は理性で判断できます。安心は感性で判断すると思います。安全については数値等で説明いたせば理解いただけますけれども、安心については非常に感情的なものですから、信頼に基づくと思いま

す。ですから、メーカーがどんなに安全なものをつくっても、安心をいただかなければ商品にならない、売れないということになります。

ですから食品製造業者としても、その点から見ても、リスクコミュニケーションというのは必須であろうというふうに考えています。ですから、安全と安心が同義語であった時代から乖離してしまった時代、そして再び同義語になるように、リスクコミュニケーションにより信頼いただけるように、そんな企業になることが大事だろうというふうに考えております。

リスクコミュニケーションは、私どもは3つあるだろうというふうに考えています。1つは説得的なコミュニケーション、2つ目がクライシスコミュニケーション、3つ目がリスクコミュニケーション、3つ、大きく分けると考えています。

説得的コミュニケーションというのは、もう言葉どおり、相手を説得して自分の意見に同調してもらう、納得してもらう、相手の態度を変容してもらおうという態度でございますが、これはお互いが自分の意見を自分は正しいと思って話し合いますからなかなか合意に達し得ない、平行線で終わります。

例えば遺伝子組換えなどの問題も今話題になっておりますけれども、安全だという人と、いや、将来不安だという人があります。それはどちらが正しいかお互いに意見を言っても、なかなか合意点に達していかないだろうと思います。どこで手を打つかが多分リスクコミュニケーションだろうと思います。どのリスクもあるけれども、これは納得できる、合意できると達成したところがリスクコミュニケーションだろうなと思っています。

2番目に、クライシスコミュニケーションです。クライシスコミュニケーションは、よく私ども食品メーカーの場合には、社告回収ということだと思えます。例えば製品の中にガラスの破片が入ってしまったということが起きると、それを広く告知して回収するというのがクライシスコミュニケーションだろうなと思えます。ですから、どの程度の被害なのか、可能性はどのくらいあるのか、どの製品が該当するかななどを速やかに情報提供していく必要があります。そして、お客様から問い合わせがあれば、きちんとお答えする責任があると思っております。

3番目が、今回のテーマのリスクコミュニケーションですけれども、リスクコミュニケーションというのは、対象を持つ危険性や障害の可能性について、どの程度なら受け入れられるのかということに関係者がともに考えて、合意形成を図るために行うコミュニケーションだろうなと思っております。ですから、自説を、自分の考えを押しつけたり、相手を説得したり、自分に有利になることを目的として行うコミュニケーションではないと思えます。言葉で言い負かしても、相手に不快を感じさせてしまえば、信頼を得られなくなります。ですから、話をして理解いただかなければ、理解しない相手が悪いのではなくて、話をする側が至っていないのだと、説明の仕方が悪いのだというふうに考えています。

リスクコミュニケーションの目指すものは、繰り返しになりますけれども、あるリスクについてどの程度なら許容できるのかという合意形成のために行うものだろうなと私どもは考えておりますので、双方向的にともに考えることで、ステークホルダー間の信頼といったものがとても重要になってくると考えています。

そこで、私どもの企業としての取り組みを少し紹介してみたいと思います。すべてがリスクコミュニケーションではありませんけれども、リスクコミュニケーションを含みますので、紹介したいと思います。

基本は、信頼され、安心いただける企業になるために、各ステークホルダーとの顔の見える関係づくりを目指しています。例えばお客様相談室でございますけれども、年間約4万人の方から電話とかメールでお問い合わせをいただいています。生の声をお聞かせいただいているだけに、とても大事にしています。

商品に対するご指摘は特に重要です。問題をご指摘いただいたお客様のご自宅に伺って、原因解明に当たります。例えばある異物が出てきてしまったといったときに、その異物はどこで入れたのか。我々の製造の段階で入れたのか、またはお客様のところで入れたのか、そういうのを調べなきゃいけないので、まずは自宅に伺って商品を見せていただき、そして持って帰り、原因解明に当たります。この対応によって、信頼いただける企業になるのか、嫌われる企業になるのかが分かれ道になります。また、そういったお客様からいただいた問い合わせに対しては、そういう重要事項については会社のトップの方にも報告いたします。また、商品の改良にも生かしていきます。

次に、工場見学を私どもは受け入れています。昭和36年から工場見学を受け入れており、現在、年間約10万人の方がご来場いただいています。百聞は一見にしかずということですので、製造の現場を見ていただくことが最大のコミュニケーションだろうと思っています。実際見ていただくと、見て知っていただくことで安心感が生まれてまいります。

また、工場見学は一般のお客様だけでなく、行政の方とか、マスコミの方にも開放しておりまして、ぜひ見ていただきたいと思っております。かなりいろんな行政の方が来て見てくれております。現場を知らないで行政をできないでしょうと私はよく言います。まず現場を見てください、知ってくださいというところからそのコミュニケーションが入ると思っています。

それから、先ほどもこちらでもありましたけれども、ホームページで情報提供をしています。年間約300万人の方がアクセスされております。メルマガは約20万人の方に配信しています。ホームページで、いろんな問題が起きた場合、社告回収の場合にも速やかに掲載いたします。

それ以外に私どもが発行しているものとして、機関誌を毎月発行しています。こちら、都庁の方にも、東京都にもお配りさせていただいておりますけれども、昭和48年から創刊いたしまして、毎月1号ということで、最新版は380号になっています。これは主にオピニオンリーダーの方にお配りしております。

それから、講演活動ということで、毎日放送の子会社の毎日E B Rというところと一緒に、食生活の講演活動を年間二、三十回行っています。各地の消費生活センターさん、学校さんから依頼がありましたときに講演をするということを行っております。

業界の間でも、例えば食品産業センターというのを活動の中心にいたしまして、企業間の情報交換を行っております。いずれにしても、フェース・トゥ・フェースの関係が基本でございますので、各ステークホルダーとのリスクを含めたコミュニケーショ

ンを図っております。

時間がなくなりましたので、最後に、1つ心がけていることを紹介いたします。私どもは、情報の共有と理解の共有は別だと考えています。文書を出せば、通知を出せば理解いただけるか、話せばわかってもらえるかと思えば、そんなことはないと思っています。これは私が聞いた話ですが、ルートの法則があるというふうに聞きました。100名の方にわかってもらうには、100のルート、すなわち10回話をしなければ理解してもらえないよという例えでございますが、そういうルートの法則というのがあるんだそうです。

理解の共有を図るためには、まず理路整然とご説明いたします。そのときにできるだけイメージに結びつくような言葉で話をしたいと思っています。赤い鳥と言えば理解いただけますけれども、リスクコミュニケーションに関する意見を聴く会と言っても、イメージはさっぱりわかりません。できるだけ具体的な事例だとか、イメージで結びつくような言葉で話そうとしています。やさしい言葉で話すということになると思いますが、これは実際大変難しいですけれども、できるだけ心がけております。最後に押さえて、イメージだけでは人によって違ってきますから、適宜理屈でまとめていくと、そのようなことを進めています。

リスクコミュニケーションは、お互いの信頼の上に合意点を見つけ出すという目的意識を持って、聞く耳を持った方々で行うものと思っております。

以上でございます。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございます。

今特にということではなくて、後でまとめた方がよろしいですね。

それでは、2番の方、よろしく願いいたします。

【発言者（2番）】 私は、某市の小学校で学校給食に携わっているものです。よろしく願いいたします。

まず、今話題になっております食育についてからお話しさせていただきたいと思えます。今年の7月に食育基本法の基本的施策というものが施行されたのですが、今、マスコミなどで食育が非常に話題にされていますけれども、「食育」という言葉に定義はないのです。ですから、いろいろな人たちがいろいろな解釈をして食育を行っています。私が考えます食育は、子どもたちが心も体も健やかに生きるための食べ方を身につけるといことだと思えます。この考え方に基づいて日々の給食をつくり、子どもたちに提供しています。

給食を提供するには、ご存じのとおり安全が最優先です。それには施設設備や作業員、食材などの安全が確保されなければなりません。特に食材に関しまして一般に出回っていますものでは、ご存じのように栄養価の低下や本来のおいしさが失われているのではないかとといういろいろな問題があります。

次に、給食における食の安全性について触れたいと思えます。給食では、食材に関して起こる問題として、大きく2つあるのではないのでしょうか。1つは食中毒です。しかし、食中毒に関しましては、0 - 157の発生以来、非常に細かなマニュアルがありますので、未然に防ぐ手だてがあります。

一方、添加物、農薬、化学肥料など、さまざまな栽培環境のもとで生産された食材、

これはちょっと表現の仕方が悪いですが、野菜とか果物だけではなくて、お肉とか、卵とか、魚とか、そういう食材ということをお思いになっていただきたいと思いますが、これらの食材の摂取による体への影響についてはほとんどわかっておりません。

体は食べ物からつくられていると、このことはだれもがご承知のことで、当たり前なことですが、なかなかそれを意識して食べているかなということになると、私もちょっと疑問を感じるいろいろな場面があります。心も体も健やかになるには、私は安全で元気のよい食材を食べることではないかと思っています。安全で元気な食材というものは味もよいです。ですから、それを使ったお料理、給食はおいしいです。そして、このおいしいということは子どもの感性を磨き、情緒を安定させます。当然栄養的な面においても満たされるものがあると思います。

でも、給食では、ご存じのように食材は、某市の場合は小学校で1食232円です。この予算の可能な範囲の中で安全で元気な食材を取り入れようと、いろいろなことで私も努力をしているのですが、なかなか厳しい状況です。食材の安全性で購入のときに今一番障害になっているのは、私は今のところ価格かなというふうに思っております。

次に、給食が果たす食の安全についてお話しいたします。給食が食の安全実現へ寄与できることを考えたときに、消費者的立場と、それから行政的な立場があり、この2つの立場にそれぞれ果たすべき役割があると思っております。

消費者的立場とは、次世代を担う子どもたちに食の安全についての意識を持たせることです。それには、日々提供される給食、食材の季節感や特徴などの情報を伝えることや、学校の教科と関連づけた、消費者、環境、農業、経済、流通などの教育が必要だと思っております。また、保護者には、給食だよりなどの印刷物配布や、子どもを通じての情報の提供を行い、消費者として要求するだけでなく、義務を果たすことの必要性を意識づけることも重要だと思っております。

行政的な立場といたしましては、食を取り巻く環境へ給食実施者として働きかけていく必要があります。この給食実施者ですが、自治体ばかりではなくて、学校、特に私のような子どもたちのことや、給食のことをよく知っているような人間が行動しなければいけないと私は思っております。今、近くのスーパーや、農協や、あとは農業をやられる方にこの思いを伝えてやっていこうかなということで、ちょっと取りかかりが始まったところです。栽培や生産、流通関係者に安全で元気な食材を提供してもらうことが、私は食育の出発点だというふうに思っております。

次に、給食実施者としての国や、都や県への要望ということですが、自治体などには、栽培、生産、流通関係者に対し、講習や指導などを当然実施していただいていると思いますが、これを実施していただいて、意識の改革につなげていただきたい。また、必要とあれば、今、補助金の削減ということでテレビのニュースなんかに出ておりますけれども、やはり助成金や補助金などの創設、拡充などをお願いしたいです。子どもたちが安全で元気な食材を普通に購入可能になるには、私は、ただ待っているだけではなくて、やはり行動を起こすべきだというふうに思っております。

以上です。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございます。

それでは、3番の方、お願いいたします。

【発言者（3番）】 今回こういう機会をいただきましたのは2回目ですけれども、前回に情報提供を含めてお願いしたのは、大田区の城南島の食品飼料化リサイクル施設の件で話したと思いますが、あの決定プロセスの中に全く市民とのコミュニケーションが欠けていたというふうに感じてきたわけです。今回はリスクコミュニケーションの扱いということで、その反映手法についてもう少し議論が必要ではないかなと思いましたので、今回来させていただきました。

この飼料化施設に関して一番問題と思ったのは、決定が都市計画決定だったということです。飼料になる食品の廃棄物の課題、リサイクル義務が発生したために、そういう場所が必要になってきたということ为背景にして、食品の廃棄物をリサイクルにする。そのリサイクル先がトリとか豚の飼料になるというコースですね。それはめぐりめぐってきますと私たちが食べるものになるということでは、BSEのときにも牛の内蔵物を飼料にしたのと同じツールをたどっているのではないかと。

まして、集められてきている状況というのは、プラスチック容器に入れたままの状態を回収してくるわけです。東京都の方の説明でも、2%のプラスチックが混入しますということが前提としてお話がありました。その2%というのは、食品に関してだと水分が大半ですので、油で揚げて水分を飛ばしてしまうと10分の1とか、かなり圧縮されるのですが、プラスチックに関しては、2%混入は水分を含んでいませんので、油で揚げて出てきたものがそのまま残存するというふうに受け取って来ました。

その残ったものを風で飛ばすとか、いろいろ対策はありますが、では本当に完全に取り除けるのかという不安がありましたので、意見を東京都の方に出し、議会で取り上げてほしいということをはきました。しかし、そのようなやりとりをする中で、大田区の方でも、事業者になるべく混入しないような対応を心がけるといって、事業の協議をするなど、少し前向きには進んではきていますけれども、やはり最初の決定のときに、この飼料化するということがどういう食品の生産につながるのかというリスク評価が本当にあったのかどうか。

この研究をされている学者の先生にもお話ししたのですが、やっぱり専門家の方の研究というのは研究室の中の研究。残った廃材を処理するという中でできたものは、栄養価もいいですとか、そういうデータは出てくるのですが、本当に現場では何が起きるのか。コンビニ、スーパーから集められてくる売れ残った食品がどういう状況で回収されて、破碎されてそういう処理になるという、その現実と研究室の中で行われているデータとの乖離、それは非常に怖い話だなと思って感じました。

ですので、このリスクコミュニケーションもそうだというふうに言われましたけれども、現場で起きたことを再度チェックしながら、常にできるだけリスクを小さくしていくための努力というのを、業界に求めていくためにも、市民の声を拾っていくというリスクコミュニケーションのあり方というのは、非常に今後発展していったほしいと思います。

まして、政策決定の前段階でもこういうことをもっと丁寧にやらないと、後から不

安だけが取り残されてしまったり、そういう声が出なかったときに、あの2%は残ったままになっていたかもしれないとか、また2%が本当に守られるのか 業界としては自主規制として厳しくしたと言っていますが、もう既に北海道の80施設行われているということは、5%の混入率をオーケーしているという前提ですが、かなり前からそれが進められているため、今この段階に来てこれはどうかということを見直したときに、今までの行われていたことを改善するとか、ストップができる力として、消費者の声をしっかりと受けとめ、業界としても、先のないというか、不安をあおるような事業をいつまでも続けるよりも、どこかで見直しができるような力として、このコミュニケーションは必要だと思います。

あと、議会の方でも、委員会や議会の中でも、その計画について事前に協議がされているような状況はほとんど見当たりません。ですので、行政がとにかくリサイクルが必要という考えで、廃棄物の問題が食の安全と一緒に安全性を高めた事業としてこの計画決定がされてきたのだろうかという疑問点を多く残したまま、議会でも十分議論されないうちにスーパーエコタウンがスタートしているというふうに私たちはとりましたので、そういう意味では、もっと丁寧なこういうコミュニケーションの場をふやしていくということをぜひ体制の中で考えていただきたいと思います。

そのためには、行政の中で食は食の管轄だけでなく、一方で都市計画決定している廃棄物行政が動いているわけなので、そここのところの一体性というものをもっとしっかりと行政の中で組んでいただかないと、片方で進んでいることがこちらの方ではわかっていないという現実を変えることにはならないと思いますので、その点もこの中で表現していただかなければならないのではないかと思います。

今回のようなことをきっかけにして、本当に先進的な事業者の取り組みというのをぜひ私たちも評価したいと思います。もう1つ、この飼料化施設とは別に、バイオマス発電というのやはり廃棄物の事業の中にあります。こちらはエネルギーをつくっていくということでは、私たちのごみ問題を解決するということもありますし、食の安全をそういうふうなことに転換することで回避するという事業としても評価に値するのではないかとあって、今後の展開を見ていきたいと思っております。

もう1つは、行政マンと私たち消費者の言葉の問題です。行政マンや業界の方たちと一般消費者とでは、かなりその情報だとか、言葉による不安とかを受けてしまうのですけれども、今回の決定の中でも、「大田区と協議をしました」とか、「協議をした」という言葉が東京都から何度もいただいたわけです。でも、その協議記録というのは議事録としては出てこなかったりするわけなのです。一般的な見方からすると、区と東京都の協議というのは、もっとちゃんと記録に残るもので、私たちも目にとめることができるというふうにとったんですけれども、そういう記録がない中で区も了解しているということでは、非常に不透明な部分がたくさんあるというふうにとりました。ですので、そういうことも丁寧に情報提供の中で私たちが見える形にさせていただきたい。まして、協議ということはもっと重みのある言葉ですので、安易には使ってほしくないというふうにも思っております。

こうした食品に関する決定というものはかなりその幅があると。私たちの手元に来るものだけ、食中毒とかそういうことばかりではなくて、新しいそういう技術開発に

伴った評価というものも、十分私たちもわかりやすいような表現で情報提供していただきたいし、それを消費者の側も評価できる力を蓄えていくためにも、こういう機会が自治体の中でもどんどん広がってほしいと思っております。

ありがとうございました。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございました。

では、4番の方、お願いいたします。

【発言者（4番）】 私どもの協会は、食品添加物をつくる、あるいは輸入する、販売する、そして食品添加物を使って加工食品をつくる企業の方々が会員でございまして、1,000社ほどがメンバーになっております。その方々の会費によって私どもの活動は成り立っております。

今年度の協会の事業計画の中で重点課題を4つほど挙げておりますが、そのうちの第1番目は、コンプライアンスの徹底ということでございます。もちろん法律を守るということでございますけれども、それ以上に、決してお客様にご迷惑をおかけしないということ掲げて活動をしているものでございます。

意見を述べさせていただきますが、最初に、ちょっと勘違いをしている部分がございます、かなり狭い意味のリスクコミュニケーションの会といいたいまいしょうか、催されるリスコミの会について意見を述べさせていただきます。私も、この二、三年でいしょうか、BSEですとか、農薬等のポジティブリスト化にかかわるリスクコミュニケーションの会に参加させていただきまして、会を重ねると若干の進歩はあるといいたいまいしょうか、進展はあるなと思っておりますので、これはあきらめずにやるのがとても大事なことだと思っております。

ただ、今まで国が中心になってやってきた、私の参加したリスクコミュニケーションの会では、やはりいろんな立場の人が勝手に言いっ放し、議論がかみ合わないという不満がかなりございました。そういう意味で、きょう事務局からご説明のありました、双方向のフォーラムですとか継続的な論議というのはきちんとやらなきゃいけない。同じメンバーで何回か繰り返して、立場をはっきりさせておいて論議をする、このリスクコミュニケーションの会をぜひ持たれるべきだというふうに思っております。

私どもは、食品の安全ということをお願いしているいろんな活動を続けておりますけれども、食品の安全にかかわるコミュニケーションを阻害する幾つかのことがございます。1つは、これは私ども事業者の責任の部分でございますけれども、表示の偽装ですとか、詐欺まがいの行為というのが一部の業者によって行われて、それが取り上げられる。これは、私ども大多数の食品事業者が非常に一生懸命になって食の安全を守ろうとしているときに大変困ったことでございます。私どもからすると邪魔でございます。そういう意味では、地方自治体も含めて行政が厳罰に処するというのを明快にやっていただきたい。これはとても大事なことだと思っております。ただ、ついつい新聞なんかで報道されますと、食品事業者というのはみんなうそつきで、隠し事をしてということになってしまうのが何とも悲しいことでございます。

それから、もう1つあります阻害要因は、これも食品事業者の問題ですけれども、『売らんがな』のためのメッセージでございます。無農薬だとか、無添加だとか、有機栽培だとか、場合によってはナスが、こんにゃくが体にいいなどという、中身の意

味をほとんど明快にあらわさずにうたい文句だけを言ってしまう。それが繰り返されるうちに、結果として、農薬というのは恐ろしいものだよ、添加物というのは危険なものだよというのが社会的には真実になってしまう。これはとても困ったことだというふうに思っております。

消費者の方々が自分の選ぶ食品というものをきちんと自分の責任で評価する。このために重要な情報をきちんと流していく。これが大事なのでありますけれども、どうもその部分がこういった企業の『売らんがな』、これをしないとうちの商品は売れないんだよ、あるいはこれを言わないと事業が成り立たないんだよというような受けねらいのメッセージが、私たちのコミュニケーションをかなり阻害しているというふうに思っております。ちょっと飛躍になるかもしれませんが、都に対しても、あるいはこの審議会に対しても、ぜひその『受けねらい』をねらわないでいただきたい。これをお願いしたいのでございます。

私、実を言いますと、この審議会の先生方のご論議は全然聞いておりませんで、今日が初めてでございます。この中間取りまとめを見せていただいて、ううむと思ったことが何点かございます。3ページ、「リスクコミュニケーションを行うこと」の目的」というのが2番にございますが、その3つ目に「絶対的な安全『ゼロリスク』を達成すべきとの理想論もあり、実質的な安全を確保しようとする現実論とのギャップが存在する」。これは、先ほど事務局からのご説明もありましたように、いろんな多様な意見があることは私もよく理解します。ただ、ここに書いてあります「理想」という言葉は、正しいもので進むべき道であります。「現実」というのは、しようがない、妥協しようやということです。そういう意味を持ちます。

このような表現をここに書くということは、先生方の、あるいは都の姿勢がやはり受けねらいを考えているのではないか。リスク評価は内閣府に任せよう。リスク管理は厚労省、農水省に任せよう。都は立場を明快にもせず、ギャップを埋めるのが我々の仕事だというような格好では、正しいリスクコミュニケーションにはならないのではないのでしょうか。

これまた事務局の説明で、ゼロリスクはあり得ないということもご説明がありましたので、若干は安心したのでありますけれども、ゼロリスクではリスクコミュニケーションは成り立たちません。やっぱり情報の学術的な信頼性という言葉も出てまいりましたけれども、正しいことは正しいという立場を明快にした上で、リスクコミュニケーションの中核になっていただくのが、私のお願いしたいことでございます。

以上でございます。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございました。

それでは次に、5番の方、お願いいたします。

【発言者（5番）】 私どもの団体でも、この問題については非常に興味を持っております。審議会の方にも委員を出しておりますので、内容についても興味を持っておりますが、まず今回のことについてですが、非常にこの「まとめ」と「意見を聴く会」の時間が短過ぎた。もう少し時間的余裕を欲しいなというのが素直な感想です。

私どもが意見を申し上げるときには、評論家ではありませんから、個人の意見というよりも消費者団体として、ある程度消費者がどういうふうに理解されているかなとい

うのを把握しておいて、それからこういうところに臨みたいというのが第1の基本にありますので、非常に残念だったなと思いました。こういうふうになるよということは聞いていたのですが、この発表の文書がないとどういうふうにまとめられたのかわからないので、それははっきり言って非常に今回困りました。今後、そういうパブリックコメントを求める場合には、ましてや、食の問題なんていうのは皆さん関心があるので、その点も時間をかけてほしいと。

それからもう1つ、この審議会の出席委員の方にもちょっと伺ったのですが、今日は検討部会ですよ。全体の審議会があるのですが、全体の審議会の中で果たしてどの程度議論されて、どういう意見だったかなというのがまず知りたかったのです。それがわからないので、そういう点では検討部会だけのまとめなのかな。それとも、審議会が、全体はもっとほかに先生方がいっぱいいらっしゃいますけれども、そちらの方で十二分な議論がされたのかなと。パブリックコメントを聞く場合にはそれからでもいいじゃないのかなと思いましたので、これからもこういうふうな機会がありましたら、ぜひ時間的余裕をとっていただきたいと思います。

さて、リスクコミュニケーションという言葉は、例のBSE問題から非常に私たちはなじみの深い言葉でありまして、いつでもどこでも意見が言えるのかな、意見が聞けるのかなということで非常に期待を持っています。それで、国がBSE問題で何回もリスクコミュニケーションをやっていたから、できる限り参加して皆さんの意見も聞きたい、私どもの意見も言いたいということで参加したんですけども、何かやっぱり、お隣の先ほどの方がおっしゃったように、お互いの立場で意見を言っているだけなのです。そこにコミュニケーションがない。それでは何のためにと。声の大きい人がああいう集会場へ行って吠えているだけだなというふうな感じがせざるを得ませんでした。

それで、基本的には委員会があるわけですから、こういうコミュニケーションの場を持って、委員会の先生方が最終的に決定なさる場合には、そういう点をよく踏まえて十二分に時間をとっていただきたい。特にBSEの問題なんかにはお互いの意見を言いつ放しで、本当に私たちが業者さんの言葉を理解しようと思っても、ああいう大きい立場だと主張するだけなのです。消費者は心配だから聞くわけでしょう。その心配に対して事業者がどのような反応をするかということ、商売として売らなきゃならないから、これ以上の閉鎖は困るというようなことがあったので、リスクコミュニケーションというのをこれから東京都が行われていくのだったら、何にリスクがあって、それをどういうふうに話し合いするという立場を十二分に踏まえたことで議論ができれば、一番理想的だなと思います。

それで、やはり先ほどの説明にもありましたようにゼロリスクはないのだと。私たちもそれは思っています。でも、その問題で消費者の立場を言いますと、やはり科学的に治験がどうなされているか、その辺がどのように議論されているかということのを正しくいろんな情報を踏まえて議論の対象にしたいと思っています。しかし今、科学的知見という言葉が一般的に横行していますけれども、消費者としては専門家でありませんから、これは一番大事なところ。だから、その辺の情報がきちとなされていかないと、言いつ放し、聞きつ放し、あとは不安が残る、不満が残るというふう

な感じにつながってしまうのではないかと思います。

それで、これからこのリスクコミュニケーションをどうするかということですが、中間のまとめの図がありますけれども、こういう場を定着していこうよということは私も非常にいいことだと思います。ですけれども、定着に向けた都の取り組みというものがありますけれども、具体性がないと感じます。具体的に審議会の中でもきちっと討議され、どういう場合にこれをやるんだ、定着するときにはどういう定着の仕方があるんだよということまで踏み込んでいただくと、私たちも、ああ、最終的にはこの問題はこういうところで議論されるから、そういうときに意見を言う機会があるのだなというふうに思いますので、今後の審議会のあり方の中で、その辺の具体的なことを決めていただきたいなと思います。

コミュニケーションというのは、やっぱり立場が違ってもどうしても相入れないものが自然に出てくると思います。ですけれども、例えば牛の問題、農薬の問題で、これから一番大きく動くと思われる遺伝子組換え食品の問題があると思いますが、それならそれについて問題点を絞ってやっていただくと非常に助かります。全部含めてアバウトにやっていただくと、私たちは頭の中がパンクし、まとまりがつかみませんから、リスクコミュニケーションをやる場合には、これについてのリスクコミュニケーションと。例の国がやっていたものでも、BSE問題に絞っていてもあれなので、もう少し東京都の場合にはきめ細かく、せっかくリスクコミュニケーションを行うならやっていただきたいなというのは思います。

それで、その中で事業者のやり方を信頼していくか、消費者の心配を事業者がどういふふうに理解されているかということをやっぱりつかみたいと思うのです。言いつ放し、聞きつ放しだと、私たちは心配だから言っているのだけれども、それに対するお答えが返ってこないの、非常にその辺は不満が残る部分であったのです。ですから、一番大まとめの概要というのがありましたけれども、この辺もちょっといまいちで、きょう私も説明を伺ってわかりました。私どもの団体でもこれを配布したのですけれども、多分みんなわからないと思います。ですから、もう少し概要的にやるのだったら、何をどうするかというので、コンパクトにできないかな。それはぜひこれからのこととしてお願いしたいなと思います。

だから、先ほど言いましたけれども、一例として具体的に、特にお隣さんが言ったように、食品添加物なんて非常に消費者団体としては関心があるものですから、食品添加物でもいろいろ問題がありますよね。だから、絞ってもいいけれども、やっぱりこちらがおっしゃっていることと、私たちが思っていることが違うということで、こういうふうな話し合いの場を持って初めてわかる部分があるのです。ですから、この審議会というところでは、もう少し的を絞った意見交換会みたいのもつくっていただくと非常にありがたいと思います。

それで、私が最初にこの表を見て思ったのは、定着していく。いつでも都民と行政と専門家と話し合いをする場があるということは、非常に画期的なことだと思っていますので、具体的に決めていただきたいと思います。

以上です。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございました。

発表された皆様、ありがとうございました。

次に、委員の方から発表者の方に対し確認したい事項がありましたら、ここでお願いします。どうぞ、挙手をされて。

【岡本委員】 発言者4番にお伺いしたいのですが、例えばラベルの偽装とか、そういうようなことがあった場合に、協会としては、そういう業者を処分したり、あるいは何かけしからんということを知りなしたりとかいう措置は、どのようになさっていらっしゃいますか。

【発言者(4番)】 岡本先生のご質問にきちんとお答えすることにならないかもしれませんが、添加物協会は、実を言いますと、私も自身でつかまえているところでは、この20数年私も協会のことをやってまいりましたけれども、食品添加物で日本のお客様に健康影響を及ぼしたことは一度もございません。

それから、法律的に問題になりましたことは、平成12年、13年のころに無指定の香料が、これはアメリカ、あるいはヨーロッパでは認められているものが日本では認められていないということで、食品衛生法違反に問われたことがございまして、これについては私どものしでかした失態だというふうに思っております。

ただ、先ほど厳罰に処していただきたいということを言いましたのは、明らかに偽装表示だとか詐欺まがいの行為に関してやっていただきたいと思っております。それから、一生懸命やっているのだけれども、見落としがあったということに関しては、もちろん責任はとらなさいけませんし、その問題を起こした会社は当然倒産に追い込まれたわけでございまして、それなりの罰を受けたわけですが、私どもが処分するとかそういうことでは、もちろん警告とか、意見交換はかなり厳密にやりましたし、それからその後、厚生労働省のご指導をいただきまして、私どもの会員でもあります香料工業会というところで、特に欧米で使われている香料成分を日本でどう扱うべきかという検討を必死になって今やっているところでございます。

そういうことで、厳罰に処せと言ったのは、どうにもならない詐欺まがいの行為に関してはきちんとやってほしいと。それから、一生懸命やっているのだけれども見落としがあるものについては、その失敗は失敗として、やっぱり繰り返して同じ失敗をしちゃいけませんから、そのことは我々の会員の中できちんと残しておこう。しかし、私ども自身で処分をするとか、そういうことはしておりません。

お答えになっていますでしょうか。済みません。

【市川委員】 発言者(3番)にお伺いしたいのですが、私は、リスクコミュニケーションというのは、食の分野だけでなく、いろいろな分野で必要だと考えております。特に一般の市民に関係するような部分について、行政の方とか事業者の方々がそれをちゃんと最初に、ここには市民、あるいは都民が関与しているということをきちんと考えるということがまず大切だと思います。

と思っておりますが、今回のご意見を聞いておられますと、施策の決定時に市民が不在だったということをおっしゃったかと思うのですが、その不在というのは、例えばアセスメントを行政が行うとかというときにも市民として参画がされていなかったとか、そういうふうにとらえてよかったのでしょうか。それとも、そういう部分に例えば発言者(3番)の団体がいなかったととらえてよかったのでしょうか。

【発言者（3番）】 ちょっととらえ方がおかしいかもしれないのですが、アセスの件に関しては、環境アセスにひっかからない用地の提供の枠組みだったわけです。それは環境アセスですけれども、食のアセスの場合、もっとあいまいなのではないかと思います。この飼料化施設に関しては、農水省の方で今年の6月に食品残渣飼料化推進会議というのをやっています、ここの中の構成メンバーに業界の方たちもいます。ただ、消費者は1人ということで、ほとんど行政マンと業界の方たちで推進会議の会議があった。消費者の代表の方も、東京のそういうスーパーエコタウンに関して飼料化するということがご存じなかったです。だから、情報提供がそこでもされていません。

まして、業界の大半の方がこの飼料化について消費者のコンセンサスを得られているのだろうかという疑問の声しか出てこないような会議。じゃあ、今までどういう議論をしてきてここに至っているのですかというぐらいにそれが公開でされていたので、報道陣もいましたし、この推進会議の最終は来年ということですので、あと1回しか開かれないような、公開にされるのがそれだけでしたから、いかに今までのそういうあり方というのが、本当に参加もなければ、政策決定の中にそういう業界と市民とが議論していくような過程が不在だったということだと思います。

ですので、このコミュニケーションのあり方を反映させるということとをぜひ確実に確保していかなければ、政策に反映できるのかと。先ほどメリットの場所のところで、行政の方が政策に反映させていけるということの一つの手法だと思うのですが、その道筋をしっかりと踏まえていただかないと、結局それとは別のことが議会で行われるのかなと。議会の方でも、やはり食品の業界ではなくて、いろんな業界の圧力とか何かに政策決定がゆがんでいくような決定の仕方ではないかということでは、透明性だとか、生活や健康に対する安全とかをもっと前提とした政策決定がされていくような、その道筋を示すためにもこういう場が本当に必要になってきているのではないかと思います。

今まで本当に欠けていたのではないかと。それを後追いして行って、後から後から不満だけが出てくると、その決定過程自体にも不安や不信感を生んでしまっているということでは非常に残念な、本当にいいことでも評価されないということになりますので、業界の方々も持っている不安は、やはり消費者も持っていることにも、全然議論がないことがきっと業界の方も感じておられているのだと思います。

【林委員】 発言者（3番）に重ねてお聞きしたいのですが、要するにおっしゃったことは、消費者側が、行政サイドとリスクコミュニケーションをしたいというときにそのような機会の設定がなかったというようなことなのかなと受け取ったんですが、私はまさにそれが大事な点だと思います。リスクコミュニケーションの場合は、案件の設定だとかテーマの設定というのは、だれがやるのかという問題が重要であると思っています。

先ほどの中村さんのご説明で、例えばこのページでいくと6ページあたりにいろんなリスクコミュニケーションの紹介がありますが、大変工夫をされていると思います。例えばお弁当の作り方などというので工夫はされていると思うのですが、あくまでも行政側が工夫をしたテーマ設定なのです。ステークホルダーがそれぞれにテーマ設

定、案件設定ができるような仕組みというものが重要だなと発言者（3番）の話を聞いて思ったのですが、発言者（3番）はいかがでしょうか。それから、事業者サイドということで、発言者（1番）にその辺のご意見を伺いたと思います。

【発言者（3番）】 私は、この決定の前に議会議員の方にもアプローチしていましたし、議員の方から委員会でも取り上げますということがありましたので、この質問をしてほしいとお願いしました。ところが、議員の方は、それを持って関係役人と打ち合わせをします。そこで返答をいただいてしまう。すると、それについては突っ込めなくなるそうです。委員会自体、職員の方が50人くらい後ろにいて、委員の方は10人くらいなんですけれども、もう事前に打ち合わせができていて、質問することに対する答えも用意されていて、答えるのは1人くらいしかいないのに、後ろに50人も職員が待っていて何を答えるのかなというくらいに……。

それで、突っ込んだ質問はできないと言われました。議員がこんなに軽視されているのかしらと思います。自由な議論とかディスカッションが委員会ですらできていないのに、私たちにその場が提供されても、本当にそれが政策決定の糧になるだろうかという不安を持ちました。議員の扱いについてもやっぱり役所主導。こんな場で言うていいのかわかりませんが、どうもコントロールされているとしか言いようがない。そこで議論を深めていただいて、もっと市民に納得のいくような説明を次の糧としてやっていただけるのであれば、委員会の意味もあるかもしれないですけれども、もう事前に打ち合わせもされ、答えもわかっていてという中では、委員会機能すらもできていないのではないのでしょうかということですね。

だから、そういったことから議会改革は、市民が選んだ議員の方たちをもっとそういう場に出していかなければいけないでしょうし、議員の人たちももっと市民の方に目を向けて、声を聞く立場だということを認識していただくためにも、こういうコミュニケーションというもののその先をしっかりとさせていかなければいけないんじゃないかなと思います。

【発言者（1番）】 私自身が今の論議にはなかなか絡めない部分があって、あらゆるいろんな委員会とかに企業の立場からしても参画できるわけがないのです。とてもそれなどはわかるわけがない。そうすると、結局民主主義ですから、選んだ方々にお願いをして論議してもらおう。それを今度は開示していただいて、そこに今ですというパブリックコメントだとかいう形での意見を反映する場が提供されているのだと思います。結局そういうことでやらないと、やはり効率を考えたときにできないだろうなと。現実問題、すべてをあらゆる人たちが参画して論議してなんていったって、できないのではないかと思います。

ただ、今のご指摘の中には、きちんと論議されていないのではないかとこの部分のご指摘だったと思うのですが、それはそこでの問題点だろうなという感じはしています。ですから、逆にいえば、説明責任ということがよく私どもの企業には求められます。説明責任は当然まずは東京都側にもあるし、それがもし不十分というふうに理解されているのならば、やはりそれについて不十分と思われた方々が意見を上げて、声を大きくして言っていけないと、直らないだろうなと感じはします。

今、林先生が私になぜ振られたのかよくわからなかったのですが、私自身も今のお

話について、何を言っているかわからなかったというのが正直なところでございます。済みません。

【高橋（久）部会長】 私、ちょっと発言者（２番）に伺いたいのですが、よろしいでしょうか。安全で元気な食材ということを主張されていらっしゃるのですが、安全で元気な食材ではないという思いをお持ちでいらっしゃるのでしょうか。

【発言者（２番）】 全く安全であると思って購入していない場合もあります。ただ、私がそこで「安全で元気な」と言ったのは、先生もおわかりだと思っておりますけれども、野菜を例えれば、元気な土壌でできたものというのは、大根には大根のおいしさ、ニンジンにはニンジンのおいしさがあります。ところが、給食で購入可能な範囲のお金の中で購入するものでは、和え物などを調理した場合には、やはりそれぞれのおいしさというものが出ないのです。それでは、どこでそれを補うかといいますと、調味料で補います。調味料でしたら大量には使えませんので、子どもには申しわけないのですが、ごまかすというような形になってしまうと思いますが……。

前に、大手メーカーの種の会社の方とお話ししたときに、私がそのことについて公の場でお願いしたことがあったのです。そのときに「ニンジンがニンジンのにおいがしたら、消費者には売れませんよ」と、私が思っているようなことではとても商売として成り立たないというふうなことを遠回しに言われてしまいました。そういったことから、私は、全部が安全ではないというふうには思いませんけれども、疑問を感じながら給食をやるのも嫌ですので、なるべく自分が納得できるような、ここまでだったら納得したい、納得しない限りはできないと思うのです。ですから、自分が手に入る可能な範囲の中で模索をしたりして、いろいろ探したりはいたしますが、全部が全部果たして安全かとなると、私は少し不安なところも確かにあると思います。小麦粉に関しましても、実際輸入されたものもありますし、パンなどいろいろありますので、その辺、ちょっと先生の今のご質問のお答えになっていないかと思うのですが、済みません。

【高橋（久）部会長】 ここで私が自分の考えを言うのも変なのですが、私は、基本的に今、日本のその辺のスーパーで売っているものに危険なものはないという立場をとっています。当たり前の価格で当たり前のものを買ってきて煮炊きして食べれば、特別大きな問題はないという立場をとっているものですから、学校給食というのはよほど劣悪な素材を使っているのかなという疑問を今感じた次第です。

【発言者（２番）】 決して今スーパーで売っているものがどうのこうのではなくて、現実に私もそのようなところで購入しています。でも、もっとおいしい、先ほど申し上げましたようなそれぞれの素材の味があります。子どもはとても味覚が敏感なのです。このような味覚が敏感なときに、私はやはりおいしいものを食べさせてやりたいというのが願いです。ですから、決して市場のものを私は非難しているわけではありません。よろしいでしょうか。

【高橋（久）部会長】 ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

【池山委員】 発言者（４番）にお聞きしたいと思います。私は、この場で申し上げるのはなんですが、やはりリスクをどうとらえるかというところにおいて、

本来は消費者と事業者、それから行政なんかも含めたコミュニケーションが、今本当に必要だなと思うのは、添加物の問題と農薬じゃないかなと、もちろん今はBSEという問題が起きているのですが、前から思っております。双方がともに過去いろいろございまして、発言者（4番）も、事業者の『売らんかな』の姿勢とか、偽装とかとおっしゃいましたけれども、そういうことだけではなく、まさに双方が情報の提供をお互いに交換していないということもあって、私は今後この問題は大事な問題だと思っているんです。

例えば協会の方として、このリスクコミュニケーションのあり方のところにもありますけれども、情報提供などをどのように積極的に消費者に対してなさるというお考えでしょうか。また、そこに私どもがどのように参加をしていくかということについて、行政なども通じて何かお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

【発言者（4番）】 あらゆる場を通じて私どもは皆様方との論議をと申しまして、私どもの実力がございまして、事務局員も10人程度のものでございますから、日本全国駆けめぐるといふわけにはいきません。それでも一生懸命やっているつもりなのですけれども、例えば「食育基本法の成立を祝う会」なんていうのが東京のホテルでありましたけれども、あのときにも私どもはパンフレットを持って皆さんに呼びかけました。そうしましたら、「添加物は食育か」というご質問を大分いただきました。かなりそこで論議をさせていただきました。

先ほど申しましたように、人間が食生活を始めるとほぼ同時ぐらいにいろんな工夫を食品に対しては行ってきたわけですし、その中で食塩にしても、お酢にしても、保存のためにいろいろな使い分けをしてきました。平安時代とか、それ以前にも日本には今であれば添加物と思われるものの使用もありました。長い歴史を持っているものでございますから、私たちの食生活を健全に営むために、人間の知恵として今までやってきています。もちろんほかにもあります。冷凍することによる保存性の向上など、いろんな食にかかわる技術がございまして、そのうちの人間がつくり出したとても大事な技術のうちの1つじゃないかと思っております。

池山先生の今のご質問で、国との関係ということであれば、私ども、国が指定をする添加物というもののいろんな意味での広報をしているわけですが、10年に1度ほど、添加物の公定書というものを作成いたします。この添加物はこういうもので、こういう規格で、こういう使い方をしないといけないということが明快に書いてある書物でございます。今、第8版というのを作成中ございまして、今年度中には出版をすると厚生労働省が言っておりますので、そういったことのお手伝いを一生懸命しておるところでございます。

そういう意味では、日本においては厚生労働省、内閣府の食品安全委員会、あるいは世界的に見ればCodexの委員会等に私どものメンバーを派遣して、いろんな論議をして、どういうことをすれば、その安全の確認というようなことがさらにさらに進むのか。それを消費者の皆さんにおわかりいただくにはどういう工夫があるのかということをやっているつもりです。

ただ、いかにも、まず先生がおっしゃったように、心配事は農薬と添加物であるとおっしゃられた。そういう方が非常に多くございまして、壁は厚いなと思っております。

す。決して皆様方にご迷惑をおかけするような代物じゃないということを一生涯懸命時間かけて言うしかないなというのが今思っていることでございます。

ありがとうございました。

【中村委員】 最後の発言者（５番）にお伺いします。先ほどおっしゃった中で、東京都のこういうものが提示されて、検討する時間がなかったということをおっしゃった。消費者団体と事業者の団体とがいろいろ意見を交換する、リスクコミュニケーションをとる時間が非常に少ないため、それぞれの立場で言い放しになってしまうということもおっしゃいましたが、例えばそういう消費者団体の方と事業者の方が、じっくりひざを交えてお話する機会が現実にあるのかないのか。あるいは、ご経験の中でそういう機会があったのだけれども時間が足りなかったということなのか、全然そういう場がないのか。それから、そういう場が必要だということはおっしゃっているのですが、そういう場を設ける主体はどこが一番いいのかというところを、お考えがあったらお聞かせいただきたい。

第２点は、先ほど発言者（１番）が、情報の共有と理解の共有は別の問題だということをおっしゃった。私もリスクコミュニケーションの場に何度か出させてもらっているのですが、時間がないせいもあるのかもしれないけれども、お互いがだめなものだめというのか、かなり譲り合わないところがあって、それが言い放しの一つの原因かなという気もしています。

だから、理解の共有まで進む、お互いが言っていることはここまでは理解できるから、言葉は悪いですけども、ここまでは妥協しよう、譲り合おうというような余地といたしますか、考え方が、消費者の方、事業者の方にあるのかどうかということもお伺いしたい。なければならない、私の意見が通らないと、とてもじゃないけれどもコミュニケーションはいけませんよというのであれば、これはリスクコミュニケーション自体をそもそも否定しているという言葉にもとれないものものですから、その辺の率直なところのご意見、お考えをお聞かせいただければありがたいのですが。

【発言者（５番）】 今のご質問ですが、私も急いでいたものですから全部ひっくり返して言いましたけれども、細かく言いますと、消費者団体としては、添加物とか、そういう表示とかについては、個々に業者との話し合いというのもあります。そのような機会もありますから、そのような時にはじっくりできることもありますけれども、やっぱり規模が大きくなると、主張だけで終わってしまう。

先ほどリスクコミュニケーションができなかったのではないかとというのは、国の今のＢＳＥ問題で盛んにやられている集会、ああいうやり方では、私どもも本当に納得しないままいってしまったという部分があります。そういうところについては不満が残るみたいなこともありますから、そのときそのときのレベル、問題では納得がいたり、不満が残ったりということもあります。しかし、今回気になったのは、東京都がこのような場を定着させるという非常にいい案を出されたので、それが具体的にどのような形であるというのがわかると私たちも参加しやすいなと思って、そういうことなのですけども、おわかりですか。

【池山委員】 発言者（５番）へのご質問ですけども、私も消費者団体ですので、そこら辺の感じですけども、消費者団体は食の問題なんかでも非常に一生懸命取り

組んでおりまして、食の安全というものに対して、積極的に自分たちが消費者の皆様とともに発言をしていかなきゃいけないと思って学習もしています。しかし、やはり今までですとなかなか私たちの発言の場というのが確保もされないし、発言をする機会というのももちろん少のうございまして、事業者に対しても、行政に対しても常に風通しのいい関係というのがなかったものですから、発言する場となると、何か企業の方が不祥事をしたときに行って、けしからんと告発する場というのが多かったと思います。ですから、自分の意見を短い時間の中でどう効果的に発言するかというふうなスタイルがずっと長年続いてきたわけです。

そのようなことから、やはりさまざまな場でのリスクコミュニケーションの大切さが私どもも身にしみてわかっておりまして、事業者の方も本当に積極的に情報提供してくださる、行政の方も積極的に情報提供してくださる。そういうところに対して、私たちがきちっと意見を言うというのは、本当にここ何年かの間で根づいてきたというふうな実感を持っております。

ただ、そう申しまして、やはり聞くということに対しての訓練が私個人も慣れていないものですから、相手の言っていることをきちっと聞いて、それを一旦、どういう考えかと自分できちっと分析し、そして私たちがどう考えるかというふうに返すということについて、まだまだ訓練が足りないと思っております。しかし、いろんな場はちゃんと設定もできまして、場も多くなりましたので、私は、さっきおっしゃったように、少しずつではあるが、効果は目に見えてはいないがということですね。そういうことから、私は東京都のこういうあり方を地域でというのは、自分が委員でいながらこういう言い方をするのはあれですけども、私どものそういう意味ではとてもいい訓練というか、参加をして鍛えていくという場にはなっていると感じております。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございます。そろそろ時間のことを思うのですけれども、委員の中でご発言がなかった委員さん、一言ずつでもお願いいたします。

【丸山副部会長】 質問ではないのですけれども、先ほど5名の方のお話を伺っていて、この検討部会がこれまでに検討してきたことに誤解がないようにお話し申し上げたいと思います。本来これは座長さんなり事務局から申しあげることかもわかりませんが、部会と委員会は両方とも審議をしております、今回ここに提案されているものはほんのたたき台でございますので、これがもとになって、パブリックコメントや何かも入れて、さらにいいものをつくっていくのだろうというように理解して頂きたいと思います。

高野様がおっしゃっていたと思うのですが、3ページにあるゼロリスクの理想論というのも前回の委員会の中でお話が出まして、こういうことも検討しております。これが私どもの結論ではないということをご承知おきいただきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

【原委員】 チェーンストア協会でございます。

まさしく食の安心・安全ということはこの5年 3年前にいろいろなメーカーも小売も不祥事を起こしまして、大問題になったわけですけども、今、我々チェーンストア協会でも最も大事なものは、コンプライアンスだという位置づけになっておりまして、表示のミスという問題についても積極的に告示をして、リスクコミュニケーション

ンを図っていくという姿勢になっております。

一方で、先ほどございましたけれども、消費者団体の方とは年に3回、関東圏、東京都は毎年、あとは年2回ずつ回しまして、コミュニケーションを図るという会をやっております。そういう場を通じて、リスクコミュニケーションは非常に大事だと痛切に感じておりました、今いただきましたご意見は、この場だけでなく協会の方にも反映させていただきたいというふうに思っております。

今日はありがとうございました。

【湯田委員】 食品衛生協会の湯田でございます。

私どもは、都内の食品の事業者を束ねている団体でございます、リスクコミュニケーション、私どもは行政と連携を図りながら、都内で大体年間、各地域で20前後の懇談会を開いております。内容はいろいろ千差万別ですけれども、消費者団体の方も参加していただいている地域もございますので、これから開催の機会がありましたら、消費者の方々も参加をしていただけたらと、こんなふうに思っております。

私どものホームページを見ていただきますと月間の予定が載っておりますので、地域のこういうリスコミの会は記載されておりますので、ごらんいただいて参加をしていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくどうぞ。

【高橋（久）部会長】 ありがとうございました。

先ほど副部会長が補足していただきましたが、今日の会、それからパブリックコメントの募集ということは、前回の検討部会のまま、それをそのままWEBサイトにアップしたということにして、その辺をどういう順番でするかということも含めて、またこれからの検討課題かと考えました。

それでは、本日いただきましたご意見を参考にして、食品安全審議会検討部会として引き続き検討を進めていきたいと考えております。

発表者の皆様方には貴重なご意見をありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

【小川食品監視課長】 大変ありがとうございました。

それでは、これで「意見を聴く会」を終了させていただきます。

なお、本日傍聴された皆様の中で、この中間のまとめに対するご意見等がございましたら、本日受付のときにアンケートを差し上げたと思いますので、それにご記入の上、受付の方に出していただければ、私どもはその意見を意見募集の一部として活用させていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうも長い間ありがとうございました。

午後0時02分閉会